

台湾商談会 in 台北参加に係る補助金実施要領 ～大分県LSIクラスタービジネス交流事業費補助金～

大分県LSIクラスタービジネス交流事業費補助金交付要綱第2条に基づき、下記のとおり定める。
なお、当要綱第4条第1号に基づき、補助対象者は大分県LSIクラスター形成推進会議の県内会員とする。

目的		令和7年9月9日に台北市にて、台湾電子設備協会会員企業及びその他団体の台湾企業と商談会を開催し、LSIクラスター会員企業の新販路開拓を図る。
1	対象旅行（事業）名	台湾商談会 in 台北 参加事業
2	事業実施期間 （旅行期間）	令和 7年 9月 8日（月）～ 令和 7年 9月 10日（水） ※台湾商談会実施期間に加え前後の日程追加（宿泊）も可とする。前後とは、9月7日（日）、9月11日（木）のこと。
3	補助対象経費 （旅費）の内訳	国内交通費、海外交通費、航空運賃、宿泊料、（タクシー代は含めず）
4	補助金の上限額 及び取扱い （第2条関係）	1人当たり 40,000円を上限に補助（実費以内）
5	1社あたり 補助限度人数 （第2条関係）	1会員当たり 2人までとする
6	申請期限 （第3条関係）	補助金申請期限 令和 7年 8月 20日（水） 必着
7	補助条件 （第4条第2号関係）	補助対象者は、台湾商談会 in 台北参加を必須条件とし、アンケート、商談結果等を要報告。商談会前後に予定の企業視察は参加必須ではな
8	旅行における条件 （第4条第6号関係）	旅程については、事務局と同一行動の必要は無し。
9	その他	・補助対象経費の領収書・請求書等は完了報告の際に添付が必要なので、捨てずに保管しておくこと。 ・消費税及び各種キャンセル料は補助の対象としない。 ・商談会の「通訳」は、クラスター会員の指定テーブル毎に事務局が手配する。（無料、ただし希望者のみ）

（手続きの流れ）

